

図 1 周産期医療システム

どる分娩には対応できるが、頻度は低いものの、 必ず発生する母児の生命にかかわるような緊急 時の対応能力は極めて限定されている。分娩に 関連して発生するさまざまな緊急事態にすべて 自施設だけで対応できる施設は、わが国ではごく 少数である。安全性を確保するためには、施設 問の連携と搬送体制の整備が必要不可欠となる。

## 周産期医療システムと周産期 母子医療センターの整備

図1に周産期医療整備対策事業で規定されている周産期医療システムの基本的枠組みを示した. 都道府県は、周産期医療システムの構築に際し、周産期医療協議会を設置する. そこにおける調査分析を基に、必要な整備を行う. 地域の実情に合わせて、三次医療圏に1カ所ないし人口100万人に1カ所をめどに総合周産期母子医療センターを認定する. めどに地域周産期母子医療センターを認定する.

総合周産期母子医療センターは相当規模の母体・胎児集中治療管理室(MFICU)を含む産 科病棟および新生児集中治療管理室(NICU)

を含む新生児病棟を備え、常時の母体および新 生児搬送受け入れ体制を有し、合併症妊娠、重 症妊娠中毒症、切迫早産、胎児異常など母体ま たは児におけるリスクの高い妊娠に対する医療 および高度な新生児医療などの周産期医療を行 う. 地域周産期母子医療センターには. 産科お よび小児科 (新生児診療を担当するもの) など を備え、周産期にかかわる比較的高度な医療行 為を行うことができる医療施設が認定される. 地域のすべての周産期医療機関が相互に連携 し、迅速な対応が可能になるために、総合周産 期母子医療センターは情報センター機能、研修 センター機能を果たす、各センターの空床情報 は、周産期情報ネットワークにより各医療機関 に周知される、救急搬送においては総合周産期 母子医療センターに整備されるドクターカーの ほか、救急隊の全面的な協力を得る.

1998年以降、全国で整備が進行した結果、2008年9月現在、総合周産期母子医療センターは46都道府県で75施設、2008年4月現在、地域周産期母子医療センターは39都道府県で237施設となっている<sup>3)</sup>。